

〔検討事項〕 □議案等に対する各議員の態度の公表

1. 考え方について

議会は、議決に対する説明責任を果たすとともに、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むうえで、各議案、請願・陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、市議会だより、市議会ホームページ、会議録等での公表に努める。

2. 福島市議会の状況

・現在、記名投票の結果については、会議録（市議会ホームページの会議録検索システムでも閲覧可）に掲載している。

参考) 新庁舎西棟完成に伴う採決システム導入時に関する先例

先例 205 採決システムを導入した場合の採決方法について

- 1 簡易採決を除く採決は原則として採決システムにより行う。
なお、起立採決、記名投票及び無記名投票については必要に応じて採用するものとする。
- 2 採決システムが運用不能に陥った場合には、簡易採決、起立採決、記名投票または無記名投票で行う。
- 3 採決システムによる表決結果は、記名投票と同様に会議録に賛成者及び反対者の氏名を掲載する。
- 4 議場内に設置される表示盤には、出席者数、投票者総数、賛成者数及び反対者数を表示する。
- 5 議長は、表示盤の数字に基づき「賛成〇人、反対〇人。以上のおり賛成多数（賛成少数）であります。」と報告してから議案等の可否を宣告する。
- 6 採決システムによる表決結果は、閉会后、記名投票の場合と同様に、会議録の調製を待たずに速やかに報道機関等に公表する。
(平成19年8月29日 議会運営委員会で申合せ)

3. 参考条文、参考事例等

○伊賀市 第18条（議会広報の充実）

議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

○京丹後市 第2条（議会活動の原則）

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。

○所沢市 第21条（議会広報の充実）

議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

○上越市 第7条（情報の共有及び公開）

4 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。

○参考事例

市議会だより、各議員の議案に対する賛否の一覧を掲載・・・京丹後市

市議会ホームページに各議員の議案、請願・陳情に対する賛否の一覧を掲載・・・四日市市

市議会だより、市議会ホームページに各議員の議案、請願・陳情に対する賛否の一覧を掲載

・・・伊賀市、所沢市、流山市（※必ずしも議会基本条例にて規定されていない。）